

【参照条文】

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）

第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。

2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとする。

○農地法等の一部を改正する法律 附則（平成二十一年法律第五七号）（抄）

（農用地等の確保等に関する基本指針等に関する経過措置）

第十五条 （略）

2 （略）

3 新農振法第五条の二の規定は、新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更された日の属する年の翌年以後の年に係る達成状況について適用する。